

学生のみなさま

後期授業料納入猶予申請について

新型コロナウイルス感染再拡大の懸念は続いており、社会経済活動の正常化にはしばらく時間がかかりそうな状況です。このような中、学資負担者（保護者等）や学生本人のアルバイト収入の減少により、大学生活に不安を感じている方も多いことと思います。本学では、新型コロナウイルス感染症の影響による退学者を一人も出さないための支援策として、学生の皆さんが少しでも安心して大学生活を送れるよう、後期授業料の納入猶予を実施します。

・後期授業料の納入猶予申請について

【概要】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、学資負担者（保護者等）及び学生本人の収入が減少し、11月の指定期日までに授業料の納入が困難な場合は、後期授業料の納入猶予を申請することができます。

申請が許可された場合は、納入期限を 2月末まで 延長することができます。

【対象者】

正規の学部生、大学院生（ともに留学生含む）

※修学支援新制度による後期授業料免除（新制度）、山口大学後期授業料免除（旧制度）及び山口大学後期授業料免除（家計急変）を申請している学生は、判定結果の通知まで授業料の納入が猶予されますので、今回は対象となりません。後期授業料免除の判定結果により、授業料の納入猶予が必要となった学生に対しては、判定結果の通知の際に申請期間を改めてお知らせします。

【申請方法】

後期授業料の納入猶予を希望される学生は、別紙「後期授業料納入猶予申請書」に必要事項を記載のうえ、下記のメールアドレスまで送付してください。

なお、メールのタイトルは「授業料納入猶予申請書提出について」としてください。

【申請期間】

令和4年10月31日（月）必着

【本件の対応窓口（申請書の送付先）】

山口大学学生支援部学生支援課学生サービス係

TEL：083-933-5611

E-mail：gal13@yamaguchi-u.ac.jp